

第 2 号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	上下水道部経営政策課	
契約締結年月日	令和 7 年 4 月 2 3 日	
業 務 名	量水器定期取替業務委託	
業 務 の 概 要	水道使用者宅等に設置してある量水器（水道メーター）（計量法の規定により、有効期間（8 年）が満了となる 1 3 mm から 1 0 0 mm までのもの）の取替え。	
契約金額（税込）	3 5, 8 3 7, 6 7 0 円 ※ 単価契約につき、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額。	
契 約 の 相 手 方	尾張旭市管工事業協同組合	
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項 (該当する□欄に印をつけること)	
	☒ 第 2 号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	☐ 第 3 号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	☐ 第 5 号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	☐ 第 6 号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	☐ 第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	☐ 第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	☐ 第 9 号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	本委託業務は、量水器の検針が市内を東西に分けて隔月に実施されていることから、検針期間を見計らった限られた期間内に実施する必要がある。取替予定の量水器は市内全体に点在し、指定期間内に取替作業を実施するためには、単独の業者では困難であり、市内全域に精通し、かつ技術的経験及び実績を有していることが要件となる。 以上について、尾張旭市管工事業協同組合が唯一その要件を満たしており、確実な業務の達成を見込むことができるため、随意契約を締結するものである。	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、上下水道部経営政策課です。